

館山市軽度生活援助事業仕様書

1 業務の名称 館山市軽度生活援助事業

2 業務の内容

館山市軽度生活援助事業実施要綱第4条に掲げる内容とする。

- (1) 家回りの草取り
- (2) 家回りの生垣、庭木等の手入れ
- (3) 家屋、備品等の軽微な修繕等
- (4) 視覚に障害のある者に対する朗読及び代筆

3 対象地域 館山市内全域

4 対象となる世帯

館山市軽度生活援助事業実施要綱第3条に掲げる者

5 助成金の額と利用券の交付枚数

業務の内容	市助成額	利用券
家回りの草取り	700円	9枚
家回りの生垣・庭木等の手入れ	700円	6枚
家屋・備品等の軽微な修繕等	760円	2枚
視覚に障害のある者に対する朗読及び代筆	760円	6枚

※作業員1人1時間につき利用券1枚の利用が可能。

6 事前見積りの実施

見積りの依頼を受けたときには、市職員と同行訪問し、業務の実施範囲における見積額を提示すること。

7 利用料金の請求

- (1) 見積額について、対象者の了承を得た後に、軽度生活援助を行ったものを助成の対象とする。
- (2) 軽度生活援助を行った日の属する月の翌月の10日までに、利用券を添えて請求をすること。

8 秘密の保持

訪問した対象世帯のプライバシーの尊重に万全を期すとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

9 その他

業務の実施にあたっては、館山市軽度生活援助事業実施要綱及び個人情報取扱特記事項を遵守し行うこと。